



各 位

会 社 名 大 和 シ ス テ ム 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 広本 和彦 (コード番号 8939 東証第2部) 問合せ先 総務部長 松浦 裕二 (TEL:06 - 4301 - 3056)

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 1 日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付けで大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、即日受理された上、同裁判所より監督命令及び弁済禁止等を内容とする保全命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、お客様、お取引先様、株主様及び関係先の皆様には多大なるご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。今後は、裁判所及び監督委員の監督の下、役職員一同、当社事業の再生に向け全力を尽くして参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、平成17年4月に東京証券取引所市場第二部への上場を機に大和ハウス工業グループから独立し、土地活用の提案による建築請負事業、マンション分譲及び宅地開発等の不動産事業、温浴事業の3事業を柱として事業規模を拡大してまいりました。

しかしながら、平成20年9月のリーマンショック以降の金融経済情勢並びに不動産市況の大幅な悪化を受けて、マンション分譲事業の大幅な下振れ、共同事業(JV)先の破綻による計画の大幅な修正及び遅延、投資家向け収益物件開発事業において、物件引受先のキャンセルによる自社保有物件の増加などから、多額の棚卸資産がバランスシートに滞留しました。当社所有不動産の評価の見直しを行った結果、平成21年3月期第2四半期決算(連結)において19億円の最終赤字に転落し、平成21年3月期決算(連結)においては、約140億円の当期純損失を計上しました。

当社は、財務状況の改善を図るため、平成21年4月に全ての取引金融機関に対して借入金返済スケジュールの変更等を要請し、同年9月には、全ての取引金融機関との間で債権者間協定を締結するに至りました。

このような取引金融機関からの支援にもかかわらず、依然として厳しい事業環境が続く中、 当社の経営状況の抜本的な改善には至らず、平成22年3月期(連結)において約242億円の 債務超過となりました。

以上のような状況を踏まえ、当社は、当社事業の再構築に向けた強固な収益体質の構築と 抜本的な財務体質の改善を図るため、平成22年6月1日、事業再生実務家協会に対して事業 再生ADR手続の利用申請を行い、同日受理されました。その後、事業再生実務家協会(事 業再生ADR手続実施者)より調査・指導・助言をいただきながら、同月14日開催の第1回債 権者会議及び同月21日開催の同続行会議、並びに同年8月20日開催の第2回債権者会議を 通じて取引金融機関と協議を進めて参りました。

この間、当社は、上記第1回債権者会議において、取引金融機関に対し、上場を維持しつつ、今後、然るべきスポンサーから支援を受けて当社の信用を補完するとともに、金融支援要請額の可及的縮小を図ること等を前提に、約250億円の金融支援(債務免除等)を骨子とする事業再生計画案を提示した上、同年6月下旬よりスポンサーの選定手続を実施いたしました。当該選定手続には数社の参加を受けましたが、同年8月下旬、結果として1社のみが残るかたちとなり、同候補者とスポンサー支援について鋭意協議を行ってまいりました。しかしながら、同年9月10日、当該候補者から、最終的にスポンサー支援を断念するとの申入れを受けるに至り、当社におきましては、スポンサー支援を前提としない事業再生計画案の検討も鋭意行いましたが、当社の事業再構築へ向けた動きが長期化する中、足元の業績は下振れ傾向が続いており、スポンサーの支援を受けられない状況のもと、遂行可能性があり、取引金融機関全員の同意を得られる見込みのある事業再生計画案を策定することは極めて困難であるとの判断に至りました。

そこで、平成22年10月1日、当社は事業再生ADR手続の続行を断念するとともに、改めて裁判所の監督のもと民事再生手続により事業の再生を図っていくことを決定し、同日、事業再生実務家協会および手続実施者に対して事業再生ADR手続を終了することの申入れを行いました。当該申入れを受け、同日、手続実施者は同手続の終了について決定した上、当社に対しその旨の通知を行いました。

以上の経緯のもと、冒頭のとおり、当社は、上記同日、大阪地方裁判所に対し、事業の抜本的な再生を図るため、民事再生手続開始の申立てをした次第です。

2. 負債総額 (平成 22 年 8 月 31 日現在)

63,300 百万円 (単体)

3. 今後の見通し

今後当社は、裁判所及び監督委員による指導監督のもと、金融機関、取引先をはじめとする関係各位のご協力をいただきながら、事業再建に全力を尽くしてまいる所存でございます。

4. 有価証券上場規程に規定される再建計画等の審査申請について

東京証券取引所有価証券上場規程第605条第1項に規定する再建計画等の審査の申請は行わない予定です。

(ご参考)

1. 申立ての概要

(1) 申立日 平成 22 年 10 月 1 日

(2) 申立裁判所 大阪地方裁判所

 (3) 事件番号
 平成 22 年 (再) 第 28 号

 (4) 事件名
 民事再生手続開始申立事件

(5) 申立代理人 大阪市中央区北浜1丁目8番6号 大阪証券取引所ビル

北浜法律事務所・外国法共同事業

弁護士 中森 亘 ほか

(6) 監督委員 大阪市北区西天満 4 丁目 7 番 1 号-204

北総合法律事務所 弁護士 出水 順

2. 会社の概要

(1) 商号 大和システム株式会社

(2) 本店所在地 大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目2番3号

(3) 設立年月日 昭和 35 年 6 月 28 日

(4) 代表者 代表取締役社長 広本 和彦

(5) 主な事業所 本社、大阪支店、中国支店、名古屋支店、東京支店、横浜支店

(6) 主な事業内容 建築事業、マンション事業、不動産開発事業、温浴事業

(7) 資本の額 3.240 百万円 (平成 22 年 6 月 30 日現在)

(8) 株式の状況 発行可能株式総数 36,600,000 株

発行済株式の総数 10,311,000 株

(9) 株主の状況 (平成22年3月31日現在)

株主総数 8,901 人

大株主の状況

大和ハウス工業㈱	1,239,000 株	12.01%
葉 東峰	614,000	5.95
日本証券金融株式会社	417,200	4.04
大和システム株式会社	300,647	2.91
株式会社大分銀行	200,000	1.93
株式会社三井住友銀行	198,600	1.92
株式会社関西アーバン銀行	171,000	1.65
上島 貫志	154,000	1.49

(10) 役員の状況(申立日現在)

 代表取締役社長
 広本
 和彦

 取締役専務執行役員
 宮崎
 道郎

 取締役常務執行役員
 菰池
 道夫

 監查役
 尾籠
 透

 監查役
 林
 幸二

 監查役
 池田
 正志

(11) 従業員の状況 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

連結241名単体180名

(12) 労働組合 存在しない

(13) 最近の業績推移

(連結) (単位:百万円)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売上高	59, 537	48, 428	41, 234	35, 345
営業利益	3, 414	2, 535	△7, 533	△26, 879
経常利益	5, 187	6, 558	△8, 643	△28, 391
当期純利益	2, 549	3, 406	$\triangle 14,090$	△28, 166

(単位:百万円)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売上高	59, 537	48, 528	41, 334	35, 346
営業利益	3, 414	2, 658	△7, 416	△24, 624
経常利益	5, 187	6, 863	△8, 260	△25, 853
当期純利益	2, 549	3, 595	△13, 561	△28, 630

(14) 関連会社について

連結子会社である㈱やまとの湯をはじめとする関連会社につきましては、いずれも民事 再生手続・会社更生手続等の申立てはいたしておりません。